



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## 平成 26 年 9 月 1 日より厚生年金保険料率が変わります

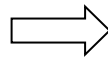
### ● 厚生年金保険料率

平成 16 年の法改正により、厚生年金保険料率が毎年 9 月に 0.354% ずつ引き上げられ、最終的に平成 29 年 9 月以降は 18.3% で固定されます。

平成 26 年 8 月までの保険料率

1000 分の 171.2

〔 本人・会社負担分それぞれ  
1000 分の 85.6 〕



平成 26 年 9 月 1 日からの保険料率

1000 分の 174.74

〔 本人・会社負担分それぞれ  
1000 分の 87.37 〕

※ 平成 25 年 9 月 1 日以降に支払われる賞与にも上記変更の保険料率が適用されます。  
給与では保険料の当月引（9 月分給与より）、翌月引（10 月分給与より）の会社がある  
ため、後日、当事務所より変更月ならびに各人の保険料率一覧表をお渡ししますので、  
ご確認ください。

## 労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんが安心して働けるように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイトなど労働者を 1 人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労災事故が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることとなります。

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

**ひとりでも労働者を雇ったら、**

**労働保険に入る義務があります！**

平成 26 年度 労働保険加入促進業務

事業主説明会のご案内

各種助成金を活用されていますか？

労働保険の知識を深め、雇用の安定のために、各種助成金、給付金等の活用について  
全国労働保険事務組合連合会広島支部の主催により、下記の内容で事業主説明会が開催されます。

参加を希望される方は、下記の申込書にご記入のうえ、

吉田労務管理センター FAX (082) 227-3453 へご返信下さい。

- 「労災保険給付の概要について」 広島労働局労災補償課
- 「キャリアアップ助成金について」 広島労働局職業対策課
- 「高年齢者雇用安定助成金について」 広島高齢・障害者雇用支援センター

開催日 ①平成26年9月17日(水) 締切 9月9日(火)

場所：広島県立総合体育館 小アリーナ (B1F中会議室)  
(広島市中区基町4-1) 定員50名

②平成26年11月12日(水) 締切 11月5日(水)

場所：広島県立総合体育館 小アリーナ (B1F大会議室)  
(広島市中区基町4-1) 定員80名

時間：13:30～16:00

料金：無料

労働保険加入促進業務「事業主説明会」FAX申込書

貴社名							TEL ( ) -
ご住所	〒						FAX ( ) -
No.	お役職	お名前	参加希望日	No.	お役職	お名前	参加希望日
1			/	3			/
2			/	4			/

申込先／吉田労務管理センター FAX (082) 227-3453

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。